

別表第7（第4条第2項） 公園に関する指定施設整備基準

（平25規則81・全改 令元規則19・一部改正）

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。</p> <p>ク 歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(ア) 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>(イ) 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>(ウ) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>(エ) 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>a 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。</p> <p>b 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>c 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項(1)から(6)までに定める構造に準じたものとしなければならない。</p>
2 通路	<p>通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口</p>

	<p>に接続しなければならない。</p> <p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 通路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、8パーセント以下の勾配ですりつけることとし、切下げ部分の幅は120センチメートル以上とすること。</p> <p>(8) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。</p>
<p>3 階段</p>	<p>2の項に定める構造の通路に階段を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>イ 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>オ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(2) 回り段でないこと。</p>

	<p>(3) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 段鼻には、滑り止めを設けること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(6) 蹴込板を設けること。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(9) 階段の上端及び下端に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、別表第4の3の項(8)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 傾斜路	<p>2の項に定める構造の通路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(6) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>イ 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面</p>

	が壁面である場合は、この限りでない。
5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 2の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。</p> <p>オ 車椅子利用者用駐車施設から2の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>カ 水平な場所に設けること。</p> <p>キ 道路から駐車場へ通ずる出入口には車椅子利用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ク 車椅子利用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子利用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。</p>
6 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、別表第4の6の項(2)に定める構造としなければならない。</p> <p>(3) 水飲場を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車椅子使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。</p> <p>ウ 水栓は、レバー式その他高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする</p>

	<p>こと。</p> <p>エ 1以上は、2の項に定める構造の通路に接続すること。</p> <p>(4) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p>
<p>7 掲示板及び標識</p>	<p>掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>(5) 掲示板及び標識の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(6) 1の項から6の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項に定める構造の出入口の付近に設けること。</p>